

四日市市告示第425号

四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年8月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱（昭和55年四日市市告示第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、原則として本市に住所を有し、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>第4条に規定する認定の申請をする日において75歳未満の者（ただし、当該年度において、75歳に到達する者については、当該年度のみ対象とする）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな いものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>助成を受けようとする日の属する年度(受給資格の決定が4月から6月までの場合については前年度)分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割又は同項第2号に規定する所</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、原則として本市に住所を有し、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな いものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2に基づき計算した所得(受給資格の決定が4月から6月までの場合にあつては前年の所得を前々年の所得と読み替える)が、同施行令第5条の4に規</u></p>

得割が課されている者

(5) (略)

(助成額)

第3条 この事業における助成額は、ガソリン及び軽油の購入金額とし、1か月につき2,500円を上限とする。ただし、1か月の購入金額が2,500円に満たないときは、その購入金額とする。

(受給資格の喪失)

第9条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第2条第2項第1号から第4号までの各号に該当したとき。

(6) (略)

定する政令で定める額を上回る者

(5) (略)

(助成額)

第3条 この事業における助成額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) ガソリンにあつては、1リットルあたり54円とし、1か月につき48リットルを限度量とする。ただし、その使用量が1か月48リットルに満たないときはその使用量とする。

(2) 軽油にあつては、1リットルあたり24円とし、1か月につき108リットルを限度量とする。ただし、その使用量が1か月108リットルに満たないときは、その使用量とする。

2. 前項の場合において、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(受給資格の喪失)

第9条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第2条第2項第1号から第3号までの各号に該当したとき。

(6) (略)

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月分として支給する助成金から適用し、同月分前に係る助成金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新要綱の規定により自動車燃料費用助成を受けることができることとなる者に係る手当の支給に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(健康福祉部障害福祉課)